

水道についてのご質問



おもな質問とその回答は、次のとおりです。

●手続きについて

質問 新たに水道を使用するときの手続きは？



回答 引っ越し等により新たに水道を使用するときは、必ず水道料金センターまでご連絡ください。給水開始の申込みをせずに水道を使用することはできません。
(水道料金センター ☎0479-30-3131)

【お知らせいただく内容】

- 水道を使用する住所
(アパートなどの場合は建物の名称と部屋番号)
- 使用者の氏名
- 使用を開始する年月日
- 連絡先(自宅又は勤務先の電話番号)



初めての水道料金は、水道を使い始めた日から最初の検針日までの使用水量に基づいて料金を算出し、納入通知書(請求書)により請求します。

質問 水道の使用を止めるときの手続きは？

回答 引っ越し等により現在使用の水道を中止するときは、水道料金の精算が必要です。引っ越しの予定日が決まりましたら、早めに水道料金センターまでご連絡ください。引っ越しの日に検針を行い、その使用水量に基づいて料金を算出します。引っ越し先へ納入通知書(請求書)を送付します。現地にて料金を精算することもできます。
(水道料金センター ☎0479-30-3131)

【お知らせいただく内容】

- 水栓番号(お客様番号:「使用水量のお知らせ」に表示してあります)
- 使用していた住所 ●使用者氏名 ●引越日 ●引越先

引っ越しまでの水道料金は、前回の検針日から引っ越しまでの使用水量に基づいて算出します。

質問 水道の工事・修繕について教えてください。

回答 水道の新設・増設・変更・撤去などの工事を行う際には、銚子市が指定する「指定給水装置工事事業者」(8ページに記載)に工事を依頼してください。これらの工事は工事事業者とお客様の契約になりますので、依頼される際は事前に工事費用の見積書を請求し、十分な合意の上で契約されることをおすすめします。水道メーターから敷地内の漏水等の修繕に関しても、「指定給水装置工事事業者」に依頼していただくことになります。

【水道メーターの検針にご協力ください】

- ・メーターボックスの上には車や物を置かないようにしてください。
- ・家の増改築などで水道メーターが屋内や床下になる場合は、検針しやすい場所へ移してください。
- ・犬は出入り口や水道メーターから離れた場所につないでおいてください。
- ・水道メーターは大切に管理してください。